

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	運営規程に定める事項について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第29条第7号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がないことを確認した。 当該項目は令和6年3月31日までは努力義務であるが、その後は義務化されるため、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」に関する項目を記載しておくことが望ましい。	東濃県事務所
2	訪問介護	3 運営	重要事項説明書に記載する苦情処理の体制について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第9条第1項	重要事項説明書に記載されている苦情処理の体制について、苦情相談窓口として記載されている機関に、事業実施地域の市町村の一部と指定権者が不足していることを確認した。 苦情相談窓口事業実施地域の市町村と指定権者を記載しておくこと。	東濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員の資格証について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第6条第1項	訪問介護員の有する資格の登録証の氏名が変更されていないことを確認した。 登録証の内容に変更があった場合は速やかに変更の手続きを実施すること。	東濃県事務所
2	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第24条第2項第2号	訪問介護計画が作成された際に、居宅サービス計画と内容が一致していないことを確認した。 訪問介護計画は既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。 なお、訪問介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。	東濃県事務所
3	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の変更について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第24条第2項第4号及び第3項	利用者の生活環境が変化し、支援内容を変更したが、訪問介護計画が変更されていなかった。 サービス提供責任者は訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。	東濃県事務所
4	訪問看護	3 運営	複数名訪問加算について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第68条第2項第2号	当該加算を算定している利用者の訪問看護計画を確認したところ、当該サービスを提供する内容の記載がなかった。 加算の算定開始時の計画には記載があり、同意を得ていることは確認できたが、利用者の状況に変化がない場合でも、サービスの具体的内容は計画等に記載を行うとともに、その都度サービス内容を利用者及びその家族に説明を行い、同意を得ること。	東濃県事務所
5	介護予防訪問看護	3 運営	介護予防訪問看護計画書の利用者への説明、同意、交付について	平成24年岐阜県条例第78号「岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第74条第2項	介護予防訪問看護において介護予防訪問看護計画書を作成した際に、主治の医師に計画書の提出をしていることを確認したが、計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明を行い、利用者への同意を得ていることを確認することができず、計画の交付も行われていなかった。 介護予防訪問看護計画書を作成した際は、利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得て、計画の交付を行うこと。	東濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	勤務体制の確保について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第98条第1項及び第2項	指定通所介護事業所としての人員基準を満たす職員の配置をしているが、有料老人ホームの勤務体制が分けられていないため、実際に職員が担当している業務が不明であった。 利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所と有料老人ホームごとに勤務時間や職務内容の勤務体制について明確に定めること。	東濃県事務所
2	通所介護	4 報酬	個別機能訓練に関する記録について	平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の7（11）①へ	個別機能訓練加算を算定するにあたり、利用者に対し個別機能訓練を実施した際に、個別機能訓練に関する記録が作成されているが、実施時間の記載が無い記録が確認された。 個別機能訓練に関する記録は、訓練実施時間を記録する必要があるため、記録を徹底すること。	東濃県事務所
3	通所介護	1 人員	生活相談員の資格証について	平成11年9月17日老企第25号「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」1（2）	生活相談員の氏名が変更した際に、有する資格の登録証の氏名が変更されていないことを確認した。 登録証の内容に変更があった場合は速やかに変更の手続きを実施すること。	東濃県事務所
4	通所介護	3 運営	通所介護計画の変更について	平成24年岐阜県条例第77号「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」第96条第2項第1号及び第2号	指定居宅介護支援事業所から連絡を受け、指定通所介護の提供日数に変更が生じ通所介護計画の変更を行ったとのことだが、変更後の居宅サービス計画に沿ったものであるか確認できなかった。 計画の変更を行うにあたり、居宅介護支援事業所からの連絡等と思われる記録は申し送り事項として利用者へのサービス実施記録等に記載をしているものもあったが、通所介護計画を変更する際は居宅サービス計画に沿った内容にするともに、作成後に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認を行うこと。 また、計画の変更を行った場合、変更内容を既存の計画に追記しているため、利用者又はその家族に対して説明・同意を得ていることが確認できなかった。 計画を変更した場合においても確実に利用者又はその家族に対して説明、同意を得ること。	東濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	